



6 ス 庁 第 1761 号
令和6年12月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

スポーツ庁次長

寺 門 成 真

文化庁次長

合 田 哲 雄

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知）

この度、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）（以下「現行ガイドライン」という。）に基づく部活動改革の円滑な実施を図るため、平成29年7月に公表した「中学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年7月に公表した「高等学校学習指導要領解説」のうち総則編及び保健体育編の一部、平成30年3月に公表した「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説」のうち総則編（幼稚部・小学部・中学部）の一部並びに平成31年2月に公表した「特別支援学校学習指導要領解説」のうち総則等編（高等部）の一部を、別添（新旧対照表）のとおり改訂しました。

学習指導要領解説は、大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈等の詳細について説明するため、文部科学省が作成しているものです。本改訂の趣旨及び概要は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、今後、各学校における部活動の実施及び地域クラブ活動との連携等に当たっては、改訂後の学習指導要領解説を十分参照の上、その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管

の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対し、本改訂の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 改訂の趣旨

部活動改革については、現行ガイドラインに基づき、各地域において公立中学校等の部活動の地域クラブ活動への移行等が進められているところ、そうした取組を行う中で、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況にある。

こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、学習指導要領解説において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

なお、今回の学習指導要領解説の改訂は、あくまで、現行の学習指導要領の下、現行ガイドラインの内容を基に学校と地域クラブとの連携等について明確化を図るものであり、学習指導要領本体に変更を加えるものではない。

2. 改訂の概要

（1）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【中学校・特別支援学校（中学部）】

現行ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、学校と地域クラブとの連携等に関して以下の内容を総則編及び保健体育編に明記したこと。

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図ること。
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携すること。
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知すること。

（2）部活動の現状の位置付けの明確化【中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）】

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないのではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記したこと。

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【中学校・高等学校】

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記したこと。

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるように配慮すること。

<添付資料>

- ①部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（概要）
- ②部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直し 新旧対照表

【本件連絡先】

文部科学省 03-5253-4111（代表）

スポーツ庁地域スポーツ課企画係（内線 3493）

1. 経緯

◆令和4年6月・8月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）
（学習指導要領解説の見直しにも言及）

◆令和4年12月

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）

4 学習指導要領解説の見直し等について

- ① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。

◆令和5年度～

- ・上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
- ・「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）

【運動部活動の地域移行の現状・見通し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】

＜休日＞ R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%

＜平日＞ R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。
- こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

※ 学校部活動の位置付けの見直しの要否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

3. 見直しの概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

(参考) 検討スケジュール

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議
- ・12月10日 部活動改革に関する実行会議での審議

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

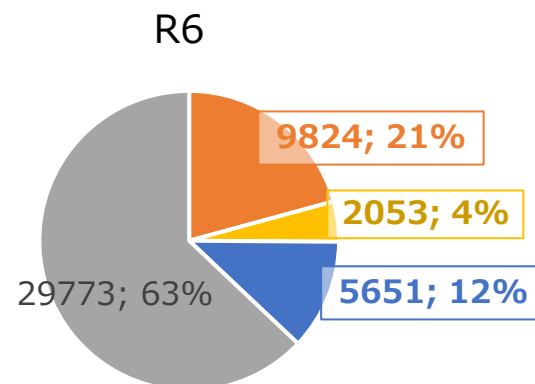
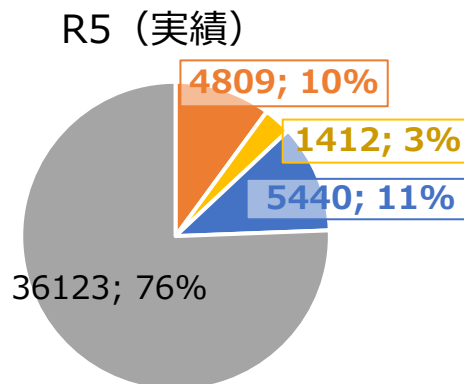
【参考】休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**23,308部活動（54%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

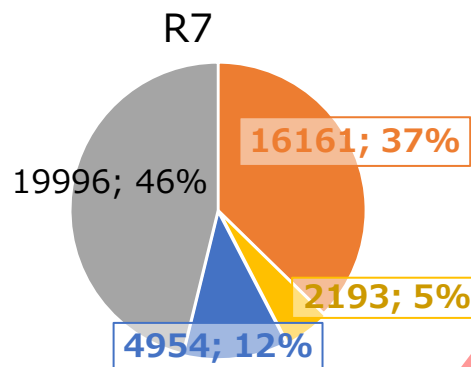
- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動



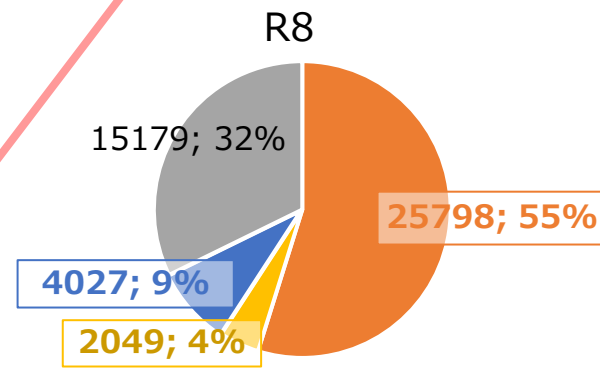
- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

17,528部活動（37%）



23,308部活動（54%）



31,874部活動（68%）

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

【参考】平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**8,767部活動（31%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

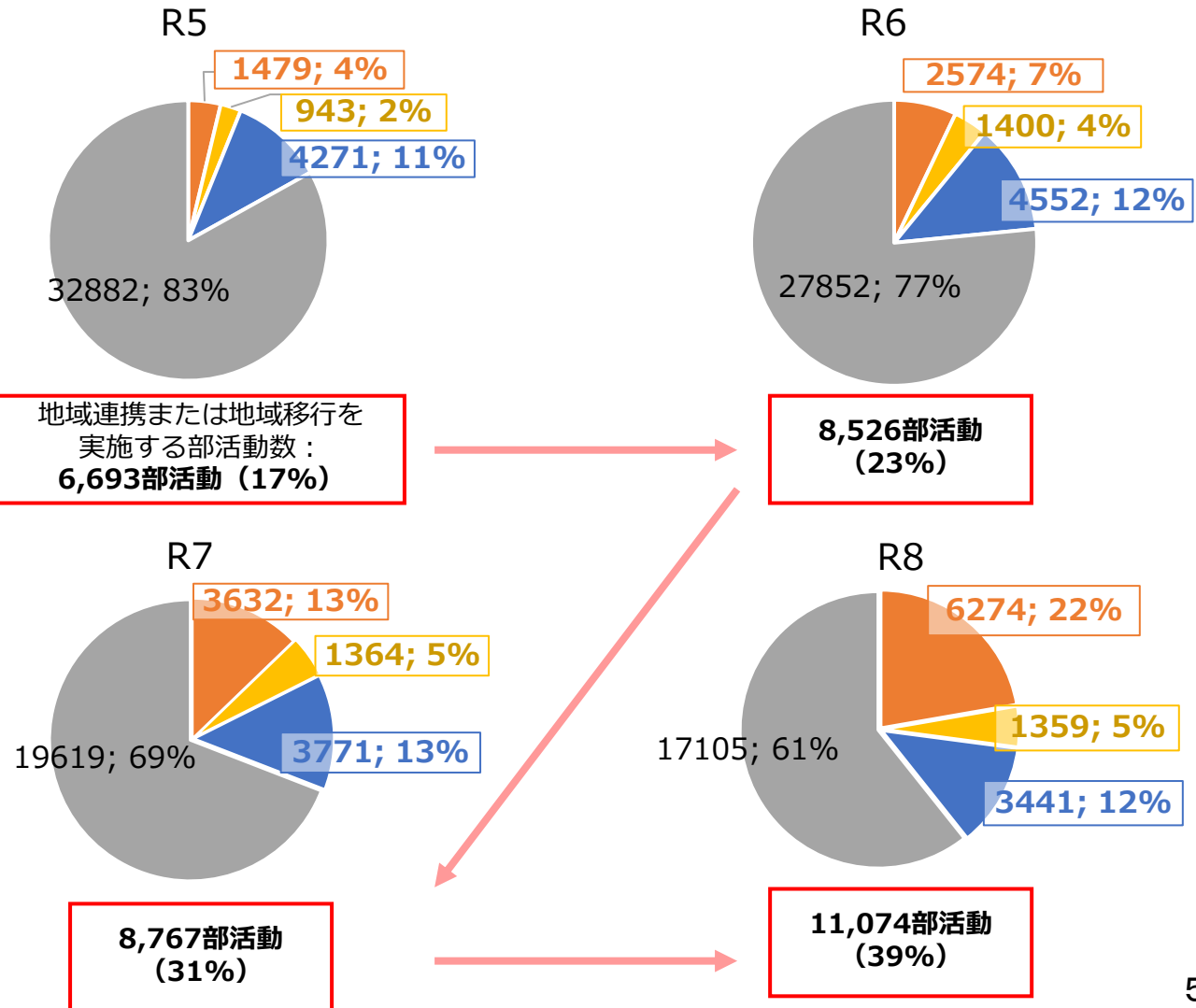
※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の間、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

<出典> 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）



【参考】学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁) (抜粋)

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ (略)

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。



部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直し 新旧対照表

- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編（平成 29 年 7 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

- 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編（平成 30 年 7 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P10

- 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編（平成 30 年 7 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成 30 年 3 月）・・・・・・・・・・ P16

- 特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（高等部）（平成 31 年 2 月）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編（平成 29 年 7 月）】

現行	見直し
第 3 章 教育課程の編成及び実施 第 5 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等 ② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ） （略：学習指導要領の該当箇所） 中学生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 <u>（新設）</u> 特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。 このため，本項では生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動に	第 3 章 教育課程の編成及び実施 第 5 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等 ② 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連等（第 1 章第 5 の 1 のウ） （略：学習指導要領の該当箇所） （同左） <u>ア 部活動</u> （同左）

ついて、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
 - ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
 - ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、
- をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。

(新設)	イ 学校と地域クラブとの連携等 「<u>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</u>」を踏まえ、地域の実情に応じ、各地域において休日を中心に、部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「<u>地域クラブ活動</u>」という。）への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。 このため、当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、<u>学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。</u> また、<u>生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。</u>
-------------	---

【中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 保健体育編（平成 29 年 7 月）】

現行	見直し
第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 5 の 1 のウ） 部活動の指導及び運営等に当たっては、第 1 章総則第 5 の 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。 （略：学習指導要領の該当箇所） 中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 <u>（新設）</u> 特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。	第 3 章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連等（第 1 章第 5 の 1 のウ） 部活動の指導及び運営等に当たっては、第 1 章総則第 5 の 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。 （略：学習指導要領の該当箇所） （同左） <u>ア 部活動</u> （同左）

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、

② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追究していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、

③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、

をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、

〈運動部の活動〉 運動部の活動は，スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が，スポーツを通して交流したり，より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で，スポーツの楽しさや喜びを味わい，豊かな学校生活を経験する活動であるとともに，体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。 したがって，生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また，生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに，互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに，運動部の活動も学校教育活動の一環であることから，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。 加えて，運動部の活動は，主として放課後に行われ，特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから，生徒の自主性を尊重する必要がある。また，生徒に任せすぎたり，勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。そのため，例えば，競技を「すること」のみならず，生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ，目標，練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように，運動部の活動の意義が十分発揮されるよう，生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり，生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど，生徒の現在及び将来の生活を見渡しながらか，生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また，	<u>生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。</u> 〈運動部の活動〉 運動部の活動は，スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が，スポーツを通して交流したり，より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で，スポーツの楽しさや喜びを味わい，豊かな学校生活を経験する活動であるとともに，体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。 したがって，<u>レクリエーション志向の生徒や，運動が苦手な生徒，障害のある生徒など，どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を行い，生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮するとともに，複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮することが大切である。</u>また，生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに，互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに，運動部の活動も学校教育活動の一環であることから，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。 (同左)
---	---

生徒の能力・適性，興味・関心等に応じつつ，健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお，「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成 29 年 4 月 1 日から施行され，中学校，義務教育学校の後期課程，高等学校，中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について，その名称及び職務等を明らかにすることにより，学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては，部活動指導員を活用する場合，部活動が学校教育の一環であることを踏まえ，生徒の自発的，自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際，部活動が，各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう，研修等の機会を適切に確保するなど，部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

（新設）

イ 学校と地域スポーツクラブとの連携等

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ，地域の実情に応じ，各地域において休日を中心に，部活動の地域スポーツクラブ活動への移行等が進められており，今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域スポーツクラブ活動は，学校外の活動ではあるものの，集団の中で切磋琢磨することや，学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど，生徒の望ましい成長を保障していく観点から，教育的意義を有するものであり，その実施に当たっては，部活動の教育的意義を継承・発展させつつ，地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう，学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下，スポーツ活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため，当該学校の生徒が，地域スポーツクラブ活動に参加している場

合には、学校と地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域スポーツクラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

【高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 総則編（平成 30 年 7 月）】

現行	見直し
第 7 章 学校運営上の留意事項 第 1 節 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等 3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章総則第 6 款 1 ウ） （略：学習指導要領の該当箇所） 高校生の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，高校生が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。 このため，本項では生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動について， ① スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の	第 7 章 学校運営上の留意事項 第 1 節 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等 3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連等（第 1 章総則第 6 款 1 ウ） （略：学習指導要領の該当箇所） （同左）

形成等に資するものであるとの意義があること、 ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、 ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、 をそれぞれ規定している。 各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「<u>運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）</u>」も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。	各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「<u>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</u>」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。<u>なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。</u>
---	---

【高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説 保健体育編 体育編（平成 30 年 7 月）】

現行	見直し
第 1 部 保健体育編 第 3 章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 第 3 節 総則関連事項 2 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章総則第 6 款 1 ウ） 部活動の指導及び運営等に当たっては、第 1 章総則第 6 款 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。 （略：学習指導要領の該当箇所） 高校生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって、高校生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、例えば、運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り、競技を「すること」のみならず、「みる、支える、知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。	第 1 部 保健体育編 第 3 章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 第 3 節 総則関連事項 2 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連等（第 1 章総則第 6 款 1 ウ） 部活動の指導及び運営等に当たっては、第 1 章総則第 6 款 1 ウに示された部活動の意義と留意点等を踏まえて行うことが重要である。 （略：学習指導要領の該当箇所） （同左）

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
 - ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
 - ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、
- をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)も参考に、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)を踏まえ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、

〈運動部の活動〉 運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。 したがって、生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮することが大切である。また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。 加えて、運動部の活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の生徒によって行われる活動であることから、生徒の自主性を尊重する必要がある。また、生徒に任せすぎたり、勝つことのみを目指したりした活動にならないよう留意する必要もある。そのため、例えば、競技を「すること」のみならず、生徒自らが所属する運動部の活動を振り返りつつ、目標、練習計画等の在り方や地域との関わり方等について定期的に意見交換をする場を設定することなどが考えられる。このように、運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、生徒のバランスのとれた生活や成長のためにも休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、生徒の現在及び将来の生活を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動が展開されることが必要である。また、	<u>生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。</u> 〈運動部の活動〉 運動部の活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。 したがって、<u>レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を行い、</u><u>生徒が運動部の活動に積極的に参加できるよう配慮するとともに、複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮することが大切である。</u>また、生徒の能力等に応じた技能や記録の向上を目指すとともに、互いに協力し合って友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行う必要がある。さらに、運動部の活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた視点も参考に指導を行うことが大切である。 (同左)
---	--

生徒の能力・適性，興味・関心等に応じつつ，健康・安全に留意し適切な活動が行われるよう配慮して指導することが必要である。

なお，「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が平成 29 年 4 月 1 日から施行され，中学校，義務教育学校の後期課程，高等学校，中等教育学校並びに特別支援学校の中等部及び高等部におけるスポーツ，文化，科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について，その名称及び職務等を明らかにすることにより，学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにした。

設置者及び各学校においては，部活動指導員を活用する場合，部活動が学校教育の一環であることを踏まえ，生徒の自発的，自主的な参加が促進されるよう部活動指導員との密接な連携を図ることが必要である。

その際，部活動が，各学校の教育目標の実現に向けた主体的・対話的で深い学びの場となるよう，研修等の機会を適切に確保するなど，部活動指導員の指導力向上を図ることができる機会を適切に確保することが求められる。

【特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）（平成 30 年 3 月）】

現行	見直し
第 3 編 小学部・中学部学習指導要領解説 第 2 章 教育課程の編成及び実施 第 6 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等 (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との連携（第 1 章第 6 節の 1 の(3)） （略：学習指導要領の該当箇所） 中学部の生徒の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，中学部の生徒が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 <u>（新設）</u> 特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々な良さを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で，その教育効果が発揮されることが重要である。	第 3 編 小学部・中学部学習指導要領解説 第 2 章 教育課程の編成及び実施 第 6 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等 (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との連携等（第 1 章第 6 節の 1 の(3)） （略：学習指導要領の該当箇所） （同左） <u>ア 部活動</u> （同左）

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
 - ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追究していく機会であることから、小学部・中学部学習指導要領第2章以下に示す各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること、
 - ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、
- をそれぞれ規定している。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

また、文部科学省が実施した教師の勤務実態調査の結果では、中学校の教師の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。なお、先述の教師の勤務実態調査の結果を踏まえ、平成29年6月22日に文部科学大臣が中央審議会に教員の働き方改革に向けた総合的な方策の検討について諮問した。さらに、スポーツ庁では運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や、中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意すること。なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主

の検討を行っているところであり，こうした議論についても注視する必要がある。

(新設)

的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。

イ 学校と地域クラブとの連携等

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ，地域の実情に応じ，各地域において休日を中心に，部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行等が進められることとなっている。地域クラブ活動は，学校外の活動ではあるものの，集団の中で切磋琢磨することや，学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど，生徒の望ましい成長を保障していく観点から，教育的意義を有するものであり，その実施に当たっては，部活動の教育的意義を継承・発展させつつ，地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう，学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下，スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため，当該学校の生徒が，地域クラブ活動に参加している場合には，学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で，活動方針や活動状況，スケジュール，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて留意すべき事項等の共通理解を図り，学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に，生徒が平日に部活動，休日に地域クラブ活動に参加する場合など，異なる者が生徒の指導に当たる場合には，指導の一貫性を確保する観点から，生徒の活動状況，障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて留意すべき事項に関する情報共有等を行い，緊密な連携を図ることが必要である。

また，生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため，学校において設置者等と連携しながら，地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

【特別支援学校学習指導要解説 総則等編（高等部）（平成 31 年 2 月）】

現行	見直し
第 2 編 高等部学習指導要領解説 第 2 部 高等部学習指導要領総則等の解説 第 1 章 教育課程の編成及び実施 第 7 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等 (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第 1 章第 2 節第 6 款の 1 の(3)） （略：学習指導要領の該当箇所） 高等部の時期は，生徒自身の興味・関心に応じて，教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など，生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中であって，高等部の生徒が学校外の様々な活動に参加することは，ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ，幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。このような教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは，生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながる。 特に，学校教育の一環として行われる部活動は，異年齢との交流の中で，生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり，生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど，その教育的意義が高いことも指摘されている。 そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく，例えば，運動部の活動において保健体育科の指導との関連を図り，競技を「すること」のみならず，「みる，支える，知る」といった視点からスポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方及びスポーツがもつ様々なよさを実感しながら，自己の適性等に応じて，生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶなど，教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との	第 2 編 高等部学習指導要領解説 第 2 部 高等部学習指導要領総則等の解説 第 1 章 教育課程の編成及び実施 第 7 節 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等，教育課程外の活動との連携等 (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連等（第 1 章第 2 節第 6 款の 1 の(3)） （略：学習指導要領の該当箇所） （同左）

関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。

このため、本項では生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動について、

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義があること、
 - ② 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第2章以下に示す各教科・科目等又は各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連を図られるよう留意すること、
 - ③ 一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教師の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと、
- をそれぞれ規定している。

学校が部活動を実施するに当たっては、本項や中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論、また、運動部活動については「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」、文化部活動については「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」を参考に、教師の勤務負担を考慮しつつ、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項や中央教育審議会での学校における働き方改革に関する議論及び「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）を踏まえ、教師の勤務負担を考慮しつつ、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、生徒が参加しやすいよう実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。

その際、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止

に留意すること。	に留意すること。<u>なお、部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。</u>
-----------------	--